



令和4年度もスタートして2ヶ月が経とうとしています。新しく龍郷町に来られた先生方は、ゆっくりと奄美を巡ってみられましたか？

今年度も龍郷町学校事務支援室では、年間8回、支援室だより「ひりゅう」を発行予定です。給与や福利厚生などに関する情報をお届けし、少しでも先生方のお役に立てればと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

*** 令和4年度 龍郷町学校事務支援室の構成 ***

学校名	事務職員名	担当業務
赤徳小中学校	黒木 佳穂	室長（業務総括・調整・指導助言）
龍郷小学校	吉村 真紀子	室長補佐・管理（支援室業務・実施計画・連絡調整）
戸口小学校	森田 洋人	研修（業務研究計画推進・研修総括・HP）
龍南中学校	田中 里実	研修（業務研究計画推進・広報・連絡調整・記録）
龍瀬小学校	妹尾 崇弘	研修（業務研究計画推進・大事協理事・物品見積・記録）
大勝小学校	慶田 春彦	研修（業務研究計画推進・広報・支援室予算）
龍北中学校	岩田 えつ子	研修（業務研究計画推進・会計）
円小学校	手島 絵里香	研修（業務研究計画推進・公文受発・記録）
秋名小学校	岩田 えつ子	兼務

町内8名の事務職員が、拠点校である龍南中学校に週1回程度（9：15～12：00）集まり、共同で事務処理等の業務を行います。諸手当認定事務や県費関係事務、相互点検等の他、広報活動にも力を入れていきます。

また、下記の日程で各学校に赴き、諸帳簿等の点検を行う予定です。ご理解とご協力をお願いします（秋名小学校分については龍北中学校で併せて点検を行います）。

期日	会場校	
5月12日（木）	龍北中学校	円小学校
7月13日（水）	大勝小学校	戸口小学校
10月19日（水）	龍瀬小学校	赤徳小・中学校
1月18日（水）	龍南中学校	龍郷小学校



物品の共同見積・購入について

新年度の予算配当額が決定し、各学校では備品の購入希望調査等が進められていると思います。

龍郷町事務支援室では、効率的な予算執行と事務処理を目的として、学校備品・消耗品の共同見積および共同購入を行っています。複数の業者に共同で見積を行うことで購入価格が抑制され、配当予算内では困難だった物品の購入が可能となる等、予算の効率的な執行につながります。

支援室としての今後のスケジュールは下記のとおりです。各学校に納品されるのは概ね夏休み中になる計画です。

- 6月初旬 各学校から出された購入希望物品を集約
- 6月中旬 文具店やスポーツショップ、家電量販店等に見積依頼
- 7月 見積結果を基に、各業者へ物品発注
- 8月中 各学校へ納品



4・5月給与支給明細は **追給・戻入** をチェック!

4月に転入・採用された先生方は、転入に伴う各手当の手続きが4月分給与では間に合わないために、5月分給与で調整されます。また、へき地手当とへき地手当に準ずる手当が新たに支給される等の変更もありますので、ご確認ください。



《 住居手当 》

住居手当は異動したことでは手当が止まりません。異動の際に必ずしも転居を伴うとは限りません。そのため、前所属で3月まで住居手当を受給していた場合、異動後の4月もそのまま3月分と同額の住居手当が支給され、その差額は5月分給与で調整されます。ただし、臨時的任用職員の先生方は3月末で一旦退職となるため、4月分給与では支給されず5月分給与で4月分手当の追給となります。

例：前所属での住居手当が25,000円、新所属では27,000円となった場合（4月1日異動者）

3月支給 住居手当	4月支給 住居手当	5月支給 住居手当
25,000円	25,000円	27,000円 + 2,000円 (←4月分差額)

《 通勤手当 》

通勤手当は異動と同時に手当が止まります。たとえ引越しをしなくても、勤務地が変われば必ず通勤距離は変わるためです。従って、4月分給与では異動した職員は通勤手当を受給できませんが、4月から支給要件を満たしている場合は、5月分給与で4月分の通勤手当も遡って支給されます。

《 扶養手当・児童手当 》

扶養手当・児童手当は異動しても支給要件は変わりませんので、継続支給されます。

ただし、臨時的任用職員の先生方の扶養手当については、3月末で一旦退職となるので4月分給与では支給されず、4月から支給要件を満たしている場合、5月分給与で4月分も追給として支給されます。また、児童手当については、2・3月分手当が4月分給与で随時払いされ、新たに認定された4月分からは6月分給与で支給されます(児童手当の支給月は2・6・10月です)。

《 単身赴任手当 》

単身赴任手当は異動と同時に手当が止まります。勤務地が変わると配偶者と同居となったり、通勤距離が変わったりすることで要件を満たさなくなる場合があるためです。4月から支給要件を満たす場合は、5月分給与で4月分も遡って支給されます。

《 へき地手当・へき地手当に準ずる手当 》

へき地手当はその名の通りへき地に勤務する職員に支給される手当です。龍郷町内の学校は3級地または4級地にあたります。

へき地手当に準ずる手当はへき地学校への異動に伴い住居を移転した職員に支給されます。

※ へき地手当に準ずる手当は、異動または住居移転の日付により、日割り計算される場合があります。

へき地手当・へき地手当に準ずる手当の算出方法
 $\{ \text{給料 (調整額を含む)} + \text{扶養手当} \} \times \text{支給割合}$

支給割合	へき地手当		へき地手当に準ずる手当	
	3級地	4級地	1～5年目	6年目
	16%	20%	4%	2%

※ 3級地 … 龍瀬小, 戸口小, 大勝小, 赤徳小中, 龍南中
 4級地 … 龍郷小, 円小, 秋名小, 龍北中